

南九州市移住・交流お試し居住条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市条例第 7 号

南九州市移住・交流お試し居住条例の一部を改正する条例

南九州市移住・交流お試し居住条例（平成31年南九州市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項の表中「1,000円」を「2,000円」に、「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の南九州市移住・交流お試し居住条例第 6 条の使用料に係る規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。